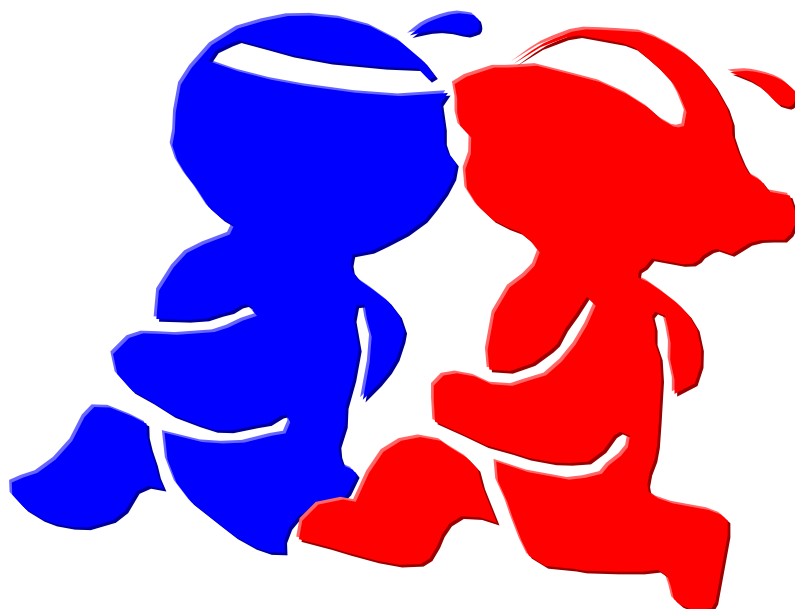


船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（骨子案）

意見募集期間：平成24年9月18日（火）～10月17日（水）



「スポーツ健康都市宣言」シンボルマーク 汗一平 風さやか

船 橋 市

健康福祉局 子育て支援部 児童家庭課・保育課

目 次

趣旨	3
対象となる施設	4
本市の考え方	5
骨子案	8
1 総則	8
2 助産施設	13
3 母子生活支援施設	14
4 保育所	17
5 附則	23

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準「骨子案」について

趣 旨

- 平成23年5月2日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）が公布され、児童福祉法が改正されたことに伴い、本市においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「**設備運営基準**」という。）を定めることとされました。
- その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならないとされています（改正後の児童福祉法第45条第1項）。
- 本市が基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています（改正後の児童福祉法第45条第2項）。
 - (1) 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数（人員配置基準）
 - (2) 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって、児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの（居室面積等設備基準）
 - (3) 児童福祉施設の運営に関する事項であって、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの（人権に直結する運営基準等）

(参考)

	「従うべき基準」型	「参酌すべき基準」型	「標準」型
法的効果	「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準	「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準	「標準」とは、通常よるべき基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照したうえで判断しなければならない。	条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内であらなければならない。
異なるものを定めることの許容程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

対象となる施設

- 中核市が設備運営基準を定めるべき施設は、地方自治法施行令第174条の49の2により、特定児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所）とされています。

施設名	施設の概要	施設数
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設(児童福祉法第36条)	2
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設(児童福祉法第38条)	1
保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設(児童福祉法第39条第1項)	69

本市の考え方

- 設備運営基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日付け厚生省令第63号。**以下、「省令という。」**）第2条で定められているとおり、「児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するもの」であり、本市の設備運営基準においても、これを目的としました。

- 省令は、地方が設備運営基準を条例で定めるに当たっての「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）、「標準」（通常よるべき基準）及び「参酌すべき基準」（十分参照したうえで判断しなければならない基準）を示したものであり、地方はこれに応じつつ、それぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。
 - (1) 「従うべき基準」となるものについては、①人員配置基準、②居室面積等設備基準、③人権に直結する運営基準等 が規定されています。これらの基準は、省令の基準と異なる内容を定めることが、児童福祉施設の提供するサービスの質に深刻な悪影響を生じさせかねないことから、全国一律の設備運営基準が維持されています。従いまして、これを下回る基準を定めることはできません。

しかしながら、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されているため、本市においては、社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）や関係団体からのご意見も踏まえ、

 - イ 単に財政上の措置に留まることなく、省令に規定され、現行の設備運営基準を維持するための費用を国において担保している事項に関するものかどうか

ロ これまでの予算の枠組みの範囲内で実施できるものであるかどうか

ハ 条例という法形式に馴染むものかどうか

という観点から、省令を上回る基準を制定することが必要かつ適切であるかについて検討を行いました。

その結果、保育所における居室面積について、長年にわたり市（中核市移行以前は県）の認可基準として定着してきた実績があることから、地域の実情として、省令を上回る基準を条例に規定することにしました。ただし、市の認可基準が制定される以前に、省令の基準に従って整備された保育所については、増築・改修などを行う場合には市の基準に従って整備すること、また、待機児童等の理由により、入所定員を超えて入所させなければならない保育所にあつては、基準を緩和する規定を設けることとしました。

その他の事項は、省令どおりの基準とすることとしました。

(2)「標準」となるものについては、船橋市の基準に関連するものではありません。

(3)「参酌すべき基準」となるものについては、上記以外の設備及び運営に関する事項が規定されています。「参酌すべき基準」に係る基準の制定に当たりましては、省令の基準を十分参照したうえで判断しなければならないこととされており、本市におきましては、省令に規定されている事項は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するためのものであり、これを下回る基準を定める特段の合理性はなく、また、省令と異なる基準を規定する必要があるほどの地域の実情も認められないことから、省令どおりの基準とすることとしました。

施行期日

- 設備運営基準の施行期日につきましては、児童福祉法改正に伴う経過措置（※）に基づき、関係各位のご意見を十分に踏まえたうえで、平成25年4月1日とすることとしました。

※児童福祉法改正の施行日は平成24年4月1日ですが、設備運営基準制定施行まで最大1年間の猶予を設けるとの経過措置があり、その間は省令の基準を市の基準とみなします。

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準「骨子」案

1 総則

<趣旨>

- 船橋市内にある助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備運営基準を定めるものとしします。

<基準の目的>(省令第2条)

- 児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障することを目的としします。

<設備運営基準の向上>(省令第3条)

- 市長は、船橋市社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、設備運営基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告することができるものとしします。
- 市は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとしします。

<設備運営基準と児童福祉施設>(省令第4条)

- 児童福祉施設は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないものとしします。
- また、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとしします。

<児童福祉施設の一般原則>(省令第5条)

- 入所している者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営しなければならないものとします。
- 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対して、運営内容を適切に説明するよう努めなければならないものとします。
- 運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないものとします。
- 児童福祉法に定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないものとします。
- 構造設備は、入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないものとします。

<非常災害に備えた設備及び避難等の訓練> **(省令第6条)**

- 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならないものとします。
- 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、行なわなければならないものとします。

<職員の一般的要件・知識及び技能の向上等> **(省令第7条・第7条の2)**

- 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないものとします。
- 職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとします。

す。

- 児童福祉施設は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬものとし、

＜他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準＞（省令第8条）

- 他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて当該社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるものとし、ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、兼ねることができません。

＜入所した者を平等に取り扱う原則＞（省令第9条）

- 入所している者に対して、差別的な取扱いをしてはならないものとし、

＜入所中の児童に対する虐待等の禁止＞（省令第9条の2）

- 職員は、入所中の児童に対して虐待等をしてはならないものとし、

＜懲戒に係る権限の濫用禁止＞（省令第9条の3）

- 施設長は、入所中の児童等に対して児童福祉法に規定する懲戒をするとき又は必要な措置を採るときは、権限を濫用してはならないものとし、

＜衛生管理等＞（省令第10条）

- 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないものとし、
- 児童福祉施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し

ないよう必要な措置を講じなければならないものとします。

- 母子生活支援施設では、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入浴をさせ、又は清拭しなければならないものとします。
- 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、適正に管理しなければならないものとします。

<食事>(省令第11条)

- 入所している者に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行なわなければならないものとします。
- 入所している者に食事を提供するときは、その献立は、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないものとします。
- 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないものとします。
- 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないものとします。ただし、少数の児童を対象として、家庭的な環境の下で調理するときを除きます。
- 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないものとします。

<入所した者及び職員の健康診断>(省令第12条)

- 施設長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行なわなければならないものとします。
- 施設長は、入所前又は学校の健康診断が行なわれた場合であって、当該健康診断がそれぞれ入所時、定期又は臨時の健康診断に相当すると認められるときは、

当該健康診断の全部又は一部を行なわないことができるものとします。この場合において、施設長は、入所前又は学校の健康診断の結果を把握しなければならないものとします。

- 施設長は、健康診断を行った医師が、当該健康診断の結果必要な事項を母子健康手帳等に記入したことを確認しなければならないものとします。
- 施設長は健康診断を行った医師から、必要な手続きをとることを勧告された場合は、医師の指示に従って必要な手続きをしなければならないものとします。
- 職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないものとします。

<児童福祉施設内部の規程>(省令第13条)

- 次の事項について、必要な規程を設けなければならないものとします。
 - (1) 入所する者の援助に関する事項
 - (2) その他施設の管理についての重要事項

<児童福祉施設に備える帳簿>(省令第14条)

- 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないものとします。

<秘密保持等>(省令第14条の2)

- 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。

＜苦情への対応＞(省令第14条の3)

- 児童福祉施設は、入所している者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないものとしします。
- 本市から指導及び助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないものとしします。
- 児童福祉施設は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査には、できる限り協力しなければならないものとしします。

2 助産施設

＜種類＞(省令第15条)

- 助産施設は、次のとおりとしします。

第1種助産施設	医療法の病院又は診療所である助産施設
第2種助産施設	医療法の助産所である助産施設

＜入所させる妊産婦＞(省令第16条)

- 児童福祉法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて余裕のある場合に限って、その他の妊産婦を入所させることができるものとしします。

＜第2種助産施設の職員＞(省令第17条)

- 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならないものとしします。
- 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならないものとしします。

<第2種助産施設と異常分べん>(省令第18条)

- 第2種助産施設においては、入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならないものとし、ただし、応急の処置を要するときを除きます。

3 母子生活支援施設

<設備の基準>(省令第26条)

- 設備の基準は、次のとおりとします。
 - (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
 - (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
 - (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
 - (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
 - (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

<職員>(省令第27条)

- 母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならないものとし、
- 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならないものとし、
- 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理

療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬものとします。

- 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならぬものとします。
- 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設は2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設は3人以上とします。少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設は、2人以上とします。

<母子生活支援施設の長の資格等> **(省令第27条の2)**

○ 施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬものとします。

- (1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間

を除く。)

- 施設長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならないものとします。ただし、やむを得ない理由があるときを除きます。

<母子支援員の資格>(省令第28条)

- 母子支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならないものとします。
 - (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - (2) 保育士の資格を有する者
 - (3) 社会福祉士の資格を有する者
 - (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

<生活支援>(省令第29条)

- 生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならないものとします。

＜自立支援計画の策定＞(省令第29条の2)

- 施設長は、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならないものとします。

＜業務の質の評価等＞(省令第29条の3)

- 業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないものとします。

＜保育所に準ずる設備＞(省令第30条)

- 保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（保育士の数に関する規定を除く。）を準用するものとします。
- 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできないものとします。

＜関係機関との連携＞(省令第31条)

- 施設長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならないものとします。

4 保育所

＜設備の基準＞(省令第32条)

- 設備の基準は、次のとおりとします。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき4.95平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.0平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- ロ 保育室等が設けられている階に応じて、次の区分ごとに、施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付

		<p>室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各

部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)

以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

<保育所の設備基準の特例>(省令第32条の2)

○ 次の要件を満たす保育所は、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入することができるものとします。

ただし、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければなりません。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、

栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、本市の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

<職員>(省令第33条)

- 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとします。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができるものとします。
- 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人

につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）
おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上
（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間
利用児おおむね30人につき1人以上）とします。ただし、保育所1につき2人を
下ることはできないものとします。

＜保育時間＞（**省令第34条**）

- 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所長がこれを定めるものとします。

＜保育の内容＞（**省令第35条**）

- 保育所における保育は養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとします。

＜保護者との連絡＞（**省令第36条**）

- 保育所長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。

＜公正な選考＞（**省令第36条の2**）

- 認定こども園である保育所又は認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならないものとします。

＜利用料＞（**省令第36条の3**）

- 徴収金及び保育料（以下「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービスに関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならないものとしします。

附 則

- この設備運営基準は、平成25年4月1日から施行するものとしします。
- この基準の施行の際、現に存する母子生活支援施設（平成23年6月17日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の設備の基準については、次のとおりとしします。
 - (1) 母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。
 - (2) 母子室は1世帯につき1室以上とすること。
 - (3) 母子室の面積は、おおむね1人につき3.3平方メートル以上であること。
- この基準の施行の際、現に母子生活支援施設の長である者（平成23年9月1日以降に施設の長となった者を除く。）については、当該母子生活支援施設の長となることができるものとしします。
- 乳児6人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるものとしします。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年千葉県条例第64号。以下「就学前保育等推進条例」という。）第2条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転

させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、保育所の保育室又は遊戯室の面積として規定する面積を適用しないことができるものとします。

学級数	面積
1学級	180 平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき保育所の屋外遊戯場の面積の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、保育所の屋外遊戯場の面積の規定を適用しないことができるものとします。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき保育所の基準に規定する数の保育士を確保することが困難であるもの（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して市長が適当であると承認したものは、保育士

とみなすものとします。

- 前項の規定による市長の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とします。
- 前項の規定に関わらず、前々項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができるものとします。
- 前各項の規定は、就学前保育等推進条例第2条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用するものとします。この場合において、前々項の前の項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとします。
- この基準の施行の際、現に存する保育所の居室の床面積の基準については、改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に従い、乳児室の面積は1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は3.3平方メートル以上、保育室又は遊戯室の面積は1.98平方メートル以上とします。ただし、この条例の施行の日以降に建替・増築等を行う場合には、乳児室及びほふく室の面積は、4.95平方メートル以上、保育室又は遊戯室の面積は3.0平方メートル以上とします。
- 待機児童等が発生し、入所定員を超えて入所させなければならない保育所について、市長が適当と認めるときは乳児及び満2歳に満たない幼児1人あたりの乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートル以上、満2歳以上の幼児1人あたりの保育室又は遊戯室の面積は1.98平方メートル以上とします。